

第三次宇部市環境基本計画 骨子（案）

I 第三次宇部市環境基本計画の目次構成

第1部 計画の基本的考え方と背景

第1章 計画の基本的考え方

第2章 計画策定の視点

第2部 望ましい環境像と環境指標

第1章 望ましい環境像

第2章 環境指標

第3部 望ましい環境像達成のための基本方針と施策の体系

第1章 施策の基本方針

- 1 【脱炭素社会】地球環境に配慮した暮らしを实践するまち
- 2 【安心安全社会】良好な生活環境を守り安心して生活できるまち
- 3 【自然共生社会】豊かな自然とその恵みを未来に引き継ぐまち
- 4 【循環型社会】限りある資源を有効利用するまち
- 5 【協働型社会】産官学民が連携し環境配慮社会を構築するまち

第2章 施策の体系

第4部 施策の展開

第1章 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち

- 1 地球温暖化対策
- 2 気候変動適応対策

第2章 良好な生活環境を守り安心して生活できるまち

- 1 安全な生活環境の確保
- 2 良好な都市環境の形成

第3章 豊かな自然とその恵みを未来に引き継ぐまち

- 1 生物多様性の保全
- 2 自然と調和した農林水産業の推進

第4章 限りある資源を有効利用するまち

- 1 廃棄物の減量・資源化の推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進

第5章 産官学民が連携し環境配慮社会を構築するまち

- 1 環境学習・教育の推進
- 2 連携・協働による環境活動の推進

第5部 計画の総合的推進

第1章 計画の推進体制と役割

第2章 計画の進行管理

Ⅱ 第三次宇部市環境基本計画について

1. 役割と位置付け

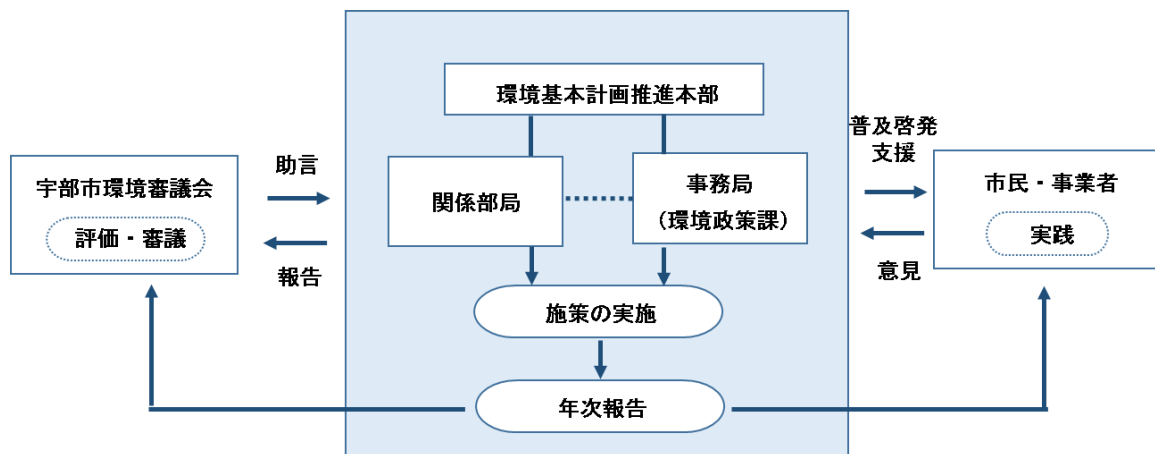
- 宇部市環境基本条例第 8 条に基づく本市の環境行政のマスタープラン
- 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を包含（策定の努力義務）
- 気候変動適応法第 12 条に規定する「地域気候変動適応計画」を包含（策定の努力義務）

2. 計画期間

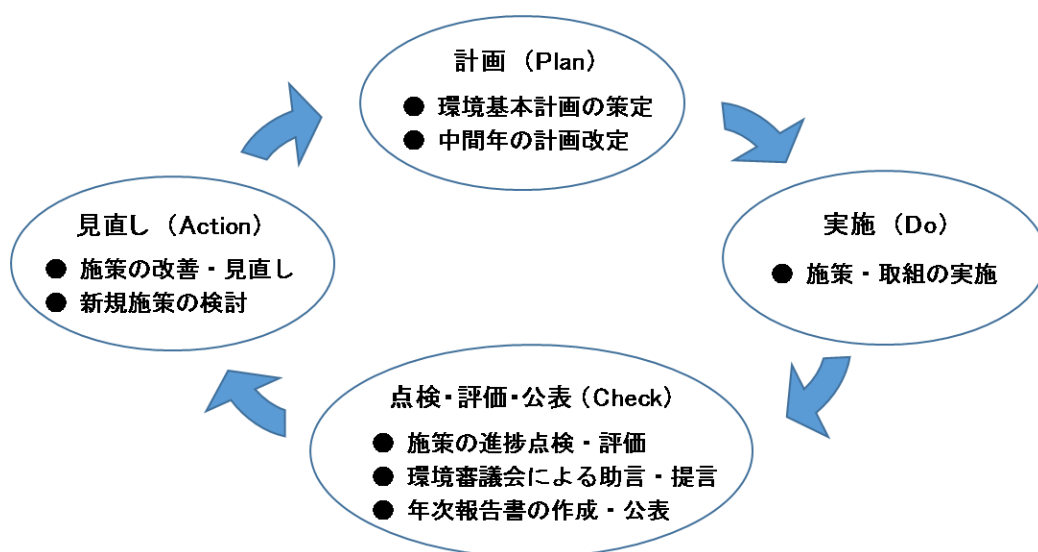
- 令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間
- 令和 8 年度（2026 年度）を目途に中間見直し予定

3. 推進体制と計画の進行管理

(1) 推進体制



(2) 計画の進行管理



Ⅲ 第二次における環境の現状等

1. 第二次宇部市環境基本計画の取組状況

- 【地球環境】【生活環境】【自然環境】【快適環境】【環境教育・環境ビジネス】の5分野 186 施策を実施
- 環境指標の達成状況・・・2019 年度：50%（22/44 項目）、2020 年度：54%（19/35 項目）
重点活動指標の達成状況・・・2019 年度：39%（9/23 項目）、2020 年度：42%（8/19 項目）
※2020 年度は、新型コロナウイルスによる影響及び公表前の統計元数値を含む項目を除く
- 温室効果ガスの総排出量は、産業構造の違いから全国と比較し人口シェアでは上回っているものの、民生部門だけで比較した場合は、人口シェアを下回っており、基準年度から着実に減少している
- 1 人 1 日当たりのごみの排出量及びリサイクル率は、一定の成果はあるものの、目標を達成していないことから、ごみ減量化の取組を更に強化する必要がある
- 市民・事業者アンケートの結果では、今後優先して取り組む施策として「廃棄物対策」「公害対策」「地球温暖化対策」が上位を占めたが、「環境学習」「環境保全活動」への参加に関する主体性は低く、引き続き普及啓発に取り組むとともに、脱炭素に向けて実効性を伴う施策の展開が必要である

2. 環境をめぐる国内外の動向

(1) 第5次環境基本計画の策定

- ◆ 平成 30 年（2018 年）4 月策定
- ◆ 目指すべき社会の姿「地域循環共生圏」の創造

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

- ◆ 2015 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」
- ◆ 17 のゴールと 169 のターゲットで構成

(3) 気候変動対策の進展

- ◆ 2015 年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で「パリ協定」採択
- ◆ 2018 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」により、世界各国で 2050 年カーボンニュートラルが広まる
- ◆ 2020 年 10 月に菅首相が所信表明でカーボンニュートラル宣言
- ◆ 2021 年 4 月に 2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減を目指すことを表明

(4) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- ◆ 新学習指導要領において「持続可能な社会の創り手の育成」が明記され、2020 年度から本格実施

IV 第三次に向けての基本的な考え方

1. 全体の枠組

- 持続可能な開発目標（SDGs）実現に向けて、本市の最上位計画となる「第五次宇部市総合計画」を環境の視点から横断的に捉え、個別計画として施策体系を構築

2. 検証を踏まえた検討の方向性

(1) 5つの基本目標

- 5つの基本目標について、現行の枠組を基本的に維持しつつ、必要な強化を行う

【脱炭素社会】	地球環境に配慮した暮らしを实践するまち
【安心安全社会】	良好な生活環境を守り安心して生活できるまち
【自然共生社会】	豊かな自然とその恵みを未来に引き継ぐまち
【循環型社会】	限りある資源を有効利用するまち
【協働型社会】	産官学民が連携し環境配慮社会を構築するまち

(2) 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現

- ◆ 2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減する国の目標と整合した本市の削減目標を設定し、達成を目指す

(3) 資源循環の高度化（循環経済への移行）

- ◆ プラスチック資源循環の総合的な推進に取り組むとともに、ごみ分別が促進される施策を構築することにより、資源化の向上及びごみの減量化を図る

(4) 豊かな自然との共生

- ◆ 多様な主体が適切な森林管理や里地里山の保全に関わり、「人と人」「人と自然」のつながりを再構築し、豊かな自然を次世代に継承する

(5) 人財の育成と多様な主体との連携

- ◆ ESDの視点に立った環境教育の拡充と産・官・学・民の多様な主体が参画した体制を構築

3. 第三次における新たな視点

(1) 気候変動への適応

- ◆ 環境インフラやグリーンインフラを活用した防災・健康・農業を推進し、強靱性（レジリエンス）の向上を図る

(2) 「環境」「経済」「社会」の統合的向上

- ◆ SDGsの考え方を活用し、環境政策の推進による経済・社会的課題の同時解決に取り組む

(3) 地域資源の持続的な活用

- ◆ 地域の特性を活かした自立・分散型社会を形成するとともに、特性に応じて補完し、支え合う

(4) Society5.0の実現に向けた技術の活用

- ◆ 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からイノベーションを創出

V 望ましい環境像と施策の体系

1. 望ましい環境像

**『緑と花と彫刻に囲まれた
豊かな自然と住みよい環境が共存する
持続可能なまち 宇部』**

【望ましい環境像の考え方】

- 宇部市環境基本条例の理念を具現化し、宇部市が引き続き実現を目指していくべき環境面での長期的な目標
- 第二次計画では、「豊かな自然をはぐくみ、持続可能な社会をめざすまち」を望ましい環境像として、その実現に向けた環境施策を推進
- 第三次計画では、これまでの取組を継承するとともに、国際社会の動向や国の示す方向性を踏まえ、地域から率先してこれらの課題解決と向き合い、地域の発展のために「ありたい姿」を示す

2. 施策体系

【施策構築の主な考え方】

- 第三次の重点プロジェクトとして、2050年のカーボンニュートラルを実現するために、計画期間の前期において、再生可能エネルギーの最大限の導入と活用、省エネルギーの徹底等、今ある技術で取り組める政策を総動員する
- うべプラスチック・スマートアクションプランの取組を推進し、ワンウェイ・プラスチックの削減、プラスチック資源の分別回収の徹底及び適正な処理を図るとともに、自然界への流出を防止する
- 生物多様性地域連携保全活動計画に基づき、市民を巻き込んだ自然環境調査や自然観察会等の普及啓発を通じ、生物多様性の重要性の認識、ひいては里地里山保全活動を行う多様な主体の参画を促進する
- 1人1日当たりのごみ排出量の削減及びリサイクル率の向上のため、これまでの3R施策を継続するとともに、家庭ごみの有料化の導入など新たな施策に取り組む
- ステージ（発達段階、世代、理解度）に応じた重層的な環境教育の実施及び多様な主体とのパートナーシップを充実・強化する

【施策体系表】

- 次頁参照

